

JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）学内募集要項

2022 年度 第 1 期募集

「JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）」（以下、本制度）は、日本の高等教育機関が諸外国の高等教育機関等と学生交流に関する協定書を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される日本人学生等に対して、独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）が留学に係わる費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、日本の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とした制度です。本制度への申請を希望する学生は、この「JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）学内募集要項」（以下、本要項）を熟読の上、申請してください。

【重要】本プログラムが JASSO から支援対象として採択されることを前提に本学内募集を行います。基本的には採択される見込みですが、結果として本プログラムが不採択となった場合は、本学内選考の可否に関わらず奨学金を支給できないことを予めご了承ください。（JASSO の支援対象プログラムは 2022 年 1 月中に採否結果が分かる予定です。）

1. 対象プログラムおよび申請要件、選考基準

（1）対象プログラム

- ・ 2022 年度派遣 サービスラーニング・プログラム

（2）申請要件

上記「（1）対象プログラム」に含まれるプログラムに参加申請する（した）者のうち、次の要件を全て満たす者

- ・ 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- ・ プログラムへの参加にあたり、他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金※1 を受ける場合、他団体等からの奨学金支給月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※1 渡航に係る費用および返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれません。

※ 2019 年度以降に採用された JASSO 給付奨学金との併給はできないため、申請者にて休止手続きが必要です。2018 年度以前に採用された JASSO 給付奨学金との併給は可能です。

※ 他の奨学金に渡航に係る費用が含まれる場合は、本制度の「渡航支援金」と併用することはできません。

(3) 選考基準

JASSO の定める学業成績基準を満たすことを必須条件としたうえで、申請者の家計状況を中心に申請理由および申請する留学期間（支給見込期間）を含め総合的に審査し、採用者を決定します。

(4) 採用見込人数および支給金額

プログラムの採用見込み人数は次の通りです。

プログラム名	支給金額	採用見込人数
サービ斯拉ーニング・プログラム	月額 8 万円	20 名

※1 派遣先によって異なります。詳細は別表を参照ください。

※ 渡航支援金採用者は上記支給金額に加え、渡航支援金 32 万円が支給されます。（渡航支援金の詳細は後述します。）

2. 応募・選考に関わるスケジュール

項目	スケジュール
学内申請期間	2022 年 1 月 14 日（金）～2022 年 1 月 28 日（金）16:30
学内選考結果の通知	2022 年 2 月 16 日（水）
渡航支援金学内選考結果の通知	希望者宛に別途連絡します。 ※P6-7 の渡航支援金の項目をよく読んで、希望者は手続きをしてください。

3. 応募方法について

【オンライン申請】

以下の URL もしくは QR コードからアクセスしてください。

一時保存はできませんので、あらかじめ質問内容等を p.6-9 で確認し、回答内容や提出書類をご準備のうえ入力を行ってください。

<https://forms.office.com/r/saKDKNAxgh>



※オンライン申請ページは学内申請期間に合わせて 1 月 14 日（金）より利用可能です。

※本オンライン申請は申請者の APU アカウントにて Microsoft Office365 にサインインして行う必要があります。

※申請は一人一回のみ可能です。申請内容に誤りのないようにご注意ください。万一、申請内容に修正が必要な場合は奨学金担当までご連絡ください。

※回答内容はご自身のメールアドレスに自動返信されます。万が一メールが届かない場合は、奨学金担当までご連絡ください。

※本申請では p6-9 に記載する書類をサーベイ上で提出していただきます。提出書類に記載されている個人情報は、本制度における学内選考業務に限定して利用し、その他の目的に使用することはありません。サーベイ上での提出が難しい場合は、末尾に記載の問い合わせ先へご相談ください。

※追加の書類提出のお願いや原本の提出のお願いをすることがあります。予めご了承をお願いいたします。

4. 支援の内容

(1) 奨学金

1) 奨学金月額（予定）

指定都市 月額 10 万円

甲地区 月額 8 万円

乙地区 月額 7 万円

丙地区 月額 6 万円

※詳細は別表を参照してください。

※本奨学金は給付型奨学金です。返済は不要です。

2) 支給月数（支給回数）の算出方法

- ・ 31 日以上 1 年以内の期間、対象プログラムに参加する学生に対し、奨学金を 12 か月（12 回）以内で支給します。ただし、派遣期間が連続して 31 日以上であることが必要です。
- ・ 派遣期間を 31 日ごとに区切り、奨学金月額の支給月数を決定します。

派遣日数	支給月数
31 ～ 31 日	1
32 ～ 62 日	2
63 ～ 93 日	3
94 ～ 124 日	4
125 ～ 155 日	5
156 ～ 186 日	6

派遣日数	支給月数
187 ～ 217 日	7
218 ～ 248 日	8
249 ～ 279 日	9
280 ～ 310 日	10
311 ～ 341 日	11
342 ～ 365 日	12

3) 支給対象月

支給対象月は在籍確認と奨学金の支給を行う月のことで、2)により算出した支給月数（支給回数）を、原則留学開始月からひと月ごとに割り当てます。

4) 支給方法

奨学金の支給は APU を通じて行います。なお、APU は採用者に対し各支給対象月に在籍確認を行ったうえで、原則一月分の奨学金を各支給対象月の月末に支給します。ただし、プログラム期間が留学開始月の途中から開始する等の理由により、支給月の月末に支給できないことがあります。詳細は採用者にお送りするガイダンスビデオにてお知らせします。

（2）渡航支援金

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たした場合に、渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、「渡航支援金」を支給します。

1) 支給金額

32 万円

2) 支給基準

家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は、父母の合算額）が次の金額である者。

世帯区分	支給基準
給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※2022 年度支給基準は現時点で確定していない為、上記支給基準は昨年度の基準になります。

※JASSO の 2022 年度予算の成立状況により変更となる場合があります。

※渡航支援金の選考に関して追加書類の提出をお願いすることがあります。

3) 支給方法

採用者に対し留学開始月もしくは初回の奨学金支給時に、渡航支援金を支給します。

4) 注意点

JASSO 海外留学支援制度の採用を取り消された者に対しては渡航支援金を支給しません。渡航支援金を受給後に、採用を取消された場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。また、渡航支援金受給者についても他団体等からの奨学金月額が本制度による奨学金月額を超えない場合は、他団体等からの奨学金との併給が可能です。ただし、他団体等からの奨学金に渡航費が含まれる場合には、渡航支援金の併給は認められません。

（３）採用取り消し及び支給済奨学金、渡航支援金の返納

次の各項のうち、いずれか１つでも当てはまる場合には、本制度による採用の取り消し、支給済みの奨学金、渡航支援金の返納を求められます。

- ・本制度への申請において、その内容に虚偽があると認められた場合。
- ・採用者がプログラムへ参加できない場合（プログラムが実施されない場合を含む）。
- ・今年度中にプログラム開始が出来ない場合。（理由の如何を問わず、現地でのプログラム開始が次年度へ順延した場合は本項に該当するため採用取消となります。）
- ・プログラム開始後に採用者が継続してプログラムへ参加することが困難となった場合（大学の判断によるプログラムへの参加中止を含む）。
- ・プログラム期間中において、派遣先国／地域が外務省の「海外安全ホームページ」上の危険度もしくは感染症危険情報が「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当した場合。
- ・当初のスケジュールより学修を早く終えた、あるいはやむを得ない事情で緊急帰国を余儀なくされた等の理由により支援終了日が繰り上がり、支給月数が減少した場合。なお、結果的に派遣日数が 31 日未満となった場合は、全額返納となります。（交換留学など一部の長期プログラムは原則として派遣先大学での 1 学期間以上の渡航日数を満たす必要があります。）
- ・支給対象者の学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと JASSO または APU 教学委員会が判断した場合。

※支給済の奨学金等を大学へ返金する際、振込手数料等は各自ご負担いただきます。

※予定より早くプログラム終了した場合の奨学金の扱いに関する事例

プログラム開始後に、予定より早くプログラムを終了することになった場合は、その理由を問わず、JASSO の規定に基づき実際のプログラム終了日までが支給対象期間となります。例えば、当初は支給対象期間が 4 か月であり、4 か月目の奨学金を支給済であった場合でも、プログラムが予定より早く終わったことにより支給対象期間が 3 ヶ月となった場合は、支給済の 4 か月目の奨学金を返納していただく必要があります。この場合の振込手数料等も各自ご負担いただきます。予めご了承ください。

（４）その他注意事項

・プログラム期間の変更があった場合は、速やかにアカデミック・オフィス JASSO 留学支援制度担当へご連絡ください。連絡の遅れによって生じた不利益については、大学は責任を負いません。

オンライン申請における確認項目および提出書類一覧

申請者に関する情報

対象者	確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線
全員	申請者基本情報（学籍番号、氏名、住所、日本国籍の有無、参加プログラム等）
全員	本制度以外の給付型奨学金受給の有無、受給している場合はその奨学金の名称と受給月額
日本以外の国籍の申請者	<u>永住権を有していることが分かる在留資格の証明書類の写し</u> （在留カード等）
交換留学参加者	派遣先大学名、派遣先国及び都市名、留学期間、 <u>留学期間が確認できる書類</u> （受入許可書の写し。申請時点で未入手の場合は開始日及び終了日に印を付けたアカデミックカレンダーでも可。）
渡航支援金受給希望者	・<u>家族構成申告書（所定様式）</u>（プリントアウトして署名のうえ提出、原本はアカデミック・オフィスに提出。） ・<u>市区町村発行の2020年の所得証明書の写し</u>（後述する家計全体を証明する書類として、2020年の源泉徴収票もしくは確定申告書をご提出いただく方は本件の提出は不要）
全員	本奨学金制度への申請理由（300字以上）

家計支持者及びその他家族に関する情報

対象者	確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線
全員	世帯人数、家計支持者の基本情報（氏名、年齢等）
全員	家計支持者の勤務先情報（職業、在職年数、勤務先名、役職）
ひとり親世帯	次のうちいずれか ・<u>所得証明書の写し（課税証明書）</u>（「寡婦・寡夫」、「特別寡婦」の欄に「*」印や控除金額が記されているもの） ・<u>源泉徴収票の写し</u>（寡婦・寡夫欄に*印の記載があるもの） ・<u>戸籍謄本の写し</u>
死別によるひとり親世帯	<u>公的証明書の写し（戸籍謄本等）</u>
離婚によるひとり親世帯	養育費の有無、（有りの場合） <u>養育費の年額を証明する書類</u> （様式自由：援助者が作成し署名・押印）
全員	<u>家計全体を証明する書類</u> （詳細は以下のフローチャートでご確認ください。）
全員	兄弟姉妹のうち就学者の人数、氏名、年齢、在籍学校情報等
1年以内に火災・風水・盗難等の被害を受けた方	<u>罹災証明書及び被害額を示す見積書・請求書等</u>

※家計支持者について、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

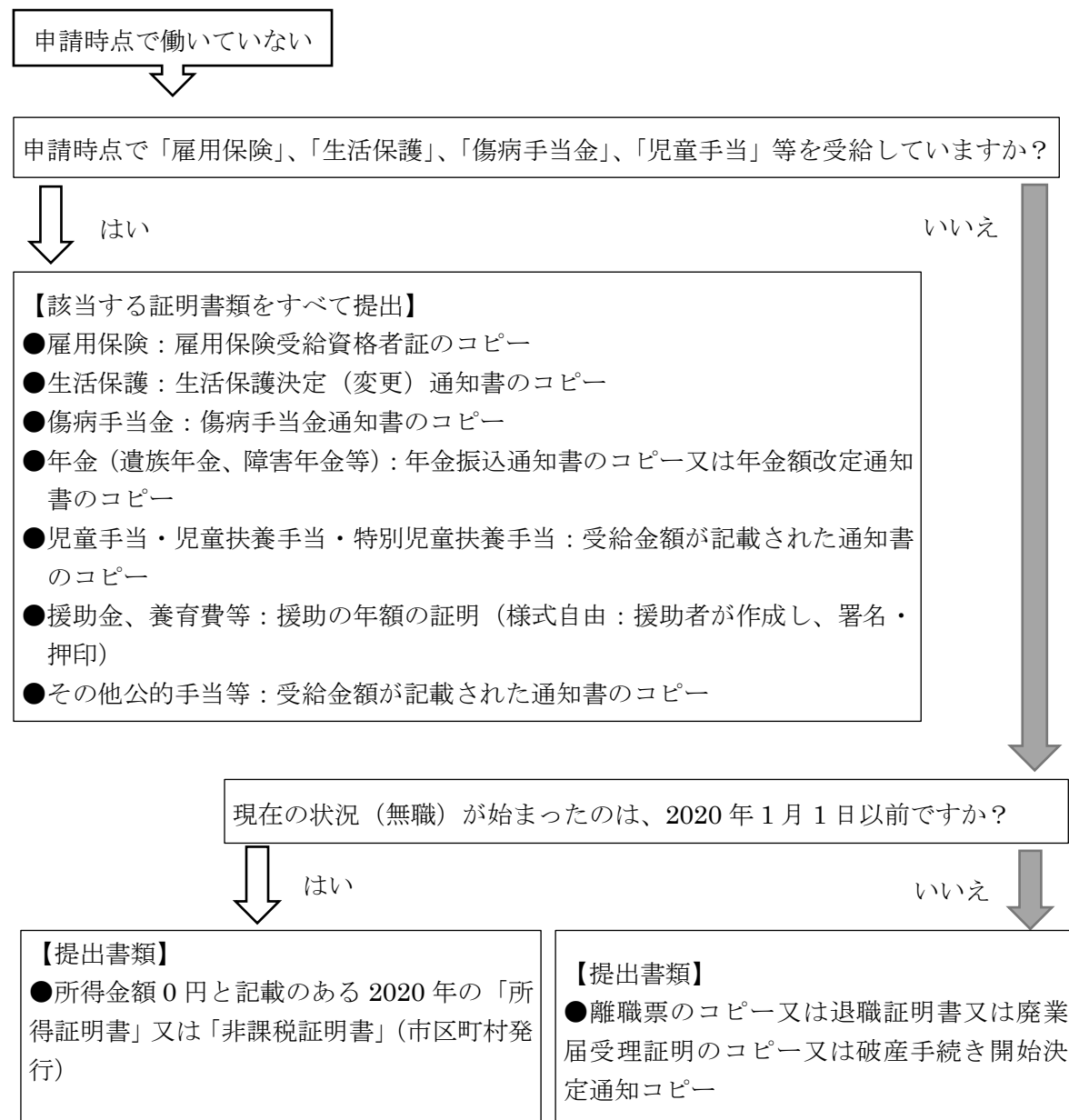
※以下のフローのどれにも該当しない場合は申請締切日の 1 週間前までにアカデミック・オフィス奨学金担当まで問合せください。

※複数の収入がある場合はそれぞれの証明書類を提出してください。

※下記書類以外にも、審査に必要な場合は別途書類を提出していただく場合があります。

【スタート】

申請時点で働いていますか？	次頁へ
はい	いいえ
2020 年 1 月 2 日以降に就職・転職・退職・開業・廃業したことがありますか？	
はい	いいえ
【提出書類】 ●給与所得者：2021 年（1 月～12 月）分の源泉徴収票のコピー。※源泉徴収票がない場合は、給与支払（見込）証明書又は新勤務先の直近 3 ヶ月以上の給与明細のコピー（新勤務先発行） ●商店・農業工業・個人経営：直近 3 ヶ月以上の帳簿等のコピー	
【提出書類】 ●給与所得者：2021 年（1 月～12 月）分の源泉徴収票のコピー。※無ければ 2020 年分の源泉徴収票及び現在も同企業に勤務していることがわかる書類（在職証明書や社名・氏名の記載がある最新の給与明細書等） （勤め先が複数ある場合は全て提出してください。） ●商店・農業工業・個人経営：2020 年の確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピー（税務署の受付印があるもの）※電子申告（e-TAX）により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」のコピーも一緒に提出 ●海外勤務等により上記の書類が提出できない場合：会社の給与支払証明書または年収証明書（2020 年 1 月～12 月分もしくは 2021 年 1 月～12 月分）	
はい・いいえ	どちらに該当する場合も
【該当する証明書類をすべて提出】 ●単身赴任：「単身赴任証明書」（勤務先による証明、要公印、様式自由）および別居に関わる費用（自己負担額）を証明できる書類のコピー（賃貸契約書、家賃および直近 3 ヶ月分程度の水光熱費の請求書等） ●生活保護：生活保護決定（変更）通知書のコピー ●傷病手当金：傷病手当金通知書のコピー ●年金（遺族年金、障害年金等）：年金振込通知書のコピー又は年金額改定通知書のコピー ●児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当：受給金額が記載された通知書のコピー ●援助金、養育費等：援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印） ●その他公的手当等：受給金額が記載された通知書のコピー	



5. 問い合わせ先

本要項についてのお問い合わせ、ご質問は APU アカデミック・オフィス JASSO 留学支援制度担当までお寄せください。

アカデミック・オフィス
JASSO 留学支援制度担当
前田、大塚
Tel: 0977-78-1101
E-mail: intl@apu.ac.jp

派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 100,000円 ※※	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン D.C.	乙地方 奨学金額: 70,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 80,000円	・北米 ・欧州 ・中近東 (アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 60,000円	・アジア (インドシナ半島*、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ *インドシナ半島:シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

※※本制度の指定都市について、派遣先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとしますので、ご注意ください。